

3月25日(土)~5月5日(祝)

# 小江戸川越春まつり

小江戸川越観光事業実行委員会(小江戸川越観光協会内)  
イベント案内 ☎050-5548-8686  
\*各イベントの時間・場所に変更になる場合があります。

## オープニングイベント

開会式典(蓮馨寺)・川越藩火縄銃鉄砲隊演武・川越鳶組合はしご乗り・民踊流し・マーチングバンド・消防音楽隊演奏・小江戸川越太鼓組演奏・大道芸など。  
日時…3月25日(土)、午前10時~午後4時 会場…蓮馨寺、一番街、大正浪漫夢通り、昭和の街(連雀町交差点~仲町交差点・立門前通り)ほか

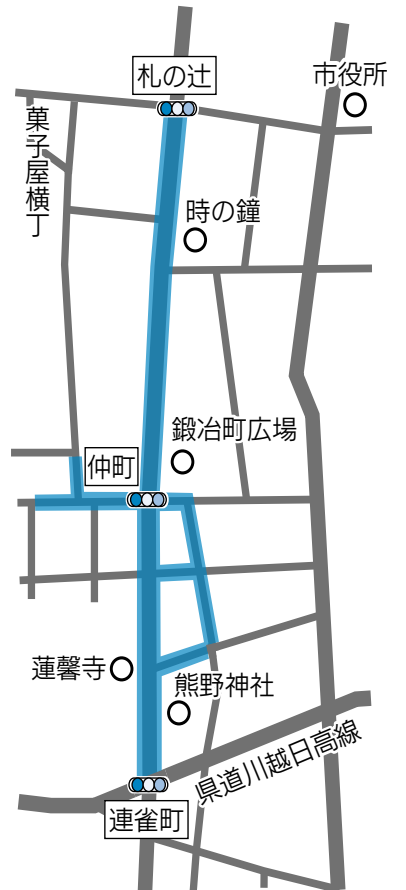


## 小江戸川越春の舟遊

乗船には当日午前11時から北公民館前で配布する整理券が必要です(1人2枚まで。約700枚配布、なくなり次第終了)。列は午前9時から整列可。荒天・増水時等は中止します。なお、ライフジャケットを着用できない乳幼児、泥酔者等は乗船できません。  
日時…3月26日(日)、午前11時30分~午後5時(要整理券) 乗船場所…新河岸川河畔(川越水川神社裏) 経費…無料

## 車両通行禁止

3月25日(土)  
午前10時~午後4時



このほか5月3日(祝)~5日(祝)には、物産展やステージイベントなどのフィナーレイベントを開催します!

## 春まつり期間内 併催事業 日程順に掲載しています

- \*川越桜まつり…ボンボン飾りでお花見の雰囲気演出。3月19日(日)~4月9日(日)。喜多院・蓮馨寺ほか。
- \*川越市園芸総合展…3月24日(金)~26日(日)、午前10時~午後4時(最終日は午後3時まで)。農業ふれあいセンター。
- \*およげ鯉のぼり「夢をのせて」…塗り絵こいのぼりの作成。3月25日(土)、午前9時~正午。雨天時は26日(日)に延期。大正浪漫夢通り。
- 作品は、5月14日(日)まで同通りに飾られます。
- \*永島家住宅(旧武家屋敷)庭園公開…3月25日(土)、午前9時~午後4時。三久保町。





春のイースト発酵大感謝祭 in 川越

：醬油やパンなどの発酵食品の販売。3月25日(土)、午前10時～午後4時。松本醬油店ほか。

小江戸川越 江戸の日：一番街で

時代劇や演舞を行います。3月25日(土)、午前10時～午後4時。荒天中止。



昭和の街で遊ぼう！「どん・どん・

香マルシェ」：手作り市や昭和の遊び体験。3月25日(土)、午前10時～午後4時。荒天中止。連雀町交差点～仲町交差点・立門前通り。

昭和の街・まちかど博物館：レト

ロ感ある昭和の品や写真がまじ角などを飾ります。3月25日(土)～5月5日(祝)、午前10時～午後5時。連雀町交差点～仲町交差点・立門前通り。

小江戸タイフェス：タイを中心と

したアジアの文化や魅力を紹介。3月25日(土)・26日(日)、午前11時～午後4時。荒天中止。小江戸蔵里。

きもの姿で市内散策：着物姿で路

地裏を散策。3月25日(土)、午後1時～4時(蓮馨寺に午後1時集

合)。雨天中止。

川越不動蚤の市：骨董市の開催。

3月28日(火)・4月28日(金)、午前6時～午後3時。成田山川越別院。

小江戸川越「古地図でめぐる桜と

川越城散策」：喜多院や川越城を紹介しながら、春を体感。4月1日(土)。午前9時30分から3時間程度。荒天中止。小江戸蔵里集合。400人(抽選)。500円(小学生200円)。ハガキに代表者の住所・氏名・電話番号、参加人数を明記し、3月27日(月)(消印有効)までに〒350-0824石原町二丁目33-13・シルバー人材センター(ファクス可) ☎222-2075 ☒222-8973。

新河岸川桜まつり：地元の方によ

る芸能発表。4月2日(日)、午前11時～午後3時。雨天中止。新河岸川河畔(北公民館前)。

邦舞のつどい：日本舞踊・子ども

舞踊・民踊など。4月2日(日)、午前11時～午後4時30分。やまぶき会館。

呑龍デー：食品や雑貨などの販

売。南京玉すだれの実演も行います。4月8日(土)、午前8時～午後3時。雨天中止。蓮馨寺。

小江戸蔵里まつり：川越グルメの

実演販売や雑貨の販売。4月15日(土)・16日(日)、午前11時～午後4時。荒天中止。小江戸蔵里。

菓子屋横丁春まつり：川越

CLARISのライブや大道芸など。4月15日(土)・16日(日)、午前11時30分～午後4時30分。菓子屋横丁ほか。

居合道演武会(林崎甚助重信居合

道祖追悼催事)：4月16日(日)、午前9時～午後1時。蓮馨寺。

川越銭洗弁財天縁日：雀会による

居雛子や御福銭の無料配布。4月16日(日)、午前10時～午後4時(御福銭の無料配布は午前11時、午後3時)。熊野神社。

川越きもの日：無料着付けな

ど。4月18日(火)、午前10時～午後2時30分。荒天中止。蓮馨寺。

中福の神楽：4月19日(水)、午後5

時～7時30分。中福稲荷神社。

蓮馨寺落語会：4月21日(金)、午後

6時30分～8時30分。蓮馨寺。1000円。未就学児入場不可。蓮馨寺落語会世話人会 ☎244-15270。

川越太鼓まつり「太鼓の響INカワ

ゴエ」：4月29日(祝)、午前10時～午後4時。えすぼわーる伊佐沼。

ひらた舟乗舟体験：菜の花に囲まれ

舟運体験。4月29日(祝)、午前10時～午後3時。荒天中止。旭橋下流(下新河岸)。



かわこえ春の農業まつり：魚のつ

かみ取りや農業体験。4月29日(祝)、午前10時～午後3時30分。農業ふれあいセンター。

川越igoキッズまつり：囲碁の

入門講座やチーム対抗戦。5月3日(祝)、午前10時～午後3時。雨天中止。大正浪漫夢通り。

目指せ錦織圭！集まれテニスキ

ッズチャレンジ&プロコーチレツスン：ラケットの貸し出しあり。5月3日(祝)、午前10時～午後3時。雨天中止。大正浪漫夢通り。

花まつり合同法要：5月3日(祝)、

午後1時30分～4時。蓮馨寺。

山車の展示と居雛子：徳川家光の

山車の展示と榎会雛子連による居雛子。5月3日(祝)・4日(祝)、午前10時～午後4時。小江戸蔵里。▼牛若丸の山車の展示と居雛子。5月4日(祝)・5日(祝)、午前11時～午後3時。稲荷神社(元町一丁目)。荒天中止。

# 新しい斎場、間もなく供用開始です

新斎場建設推進室 224-6144

4月1日(土)から供用を開始する新しい斎場(以下「斎場」)について利用方法等が決定したのでお知らせします。なお、施設利用案内・市民聖苑葬儀取扱店一覧・市民聖苑葬儀料理取扱店一覧のパンフレット等は、3月下旬以降、斎場・市民聖苑やすらぎのさと(以下「市民聖苑」)・市民課(本庁舎1階)・市民センター等で配布します。

## 業務内容

### ■火葬業務

ご遺体の火葬は1日18件行います。また、小動物(犬・猫等)の火葬は1日4件行います。

### ■式場、待合室、霊安室の貸出業務

定員30人の家族葬用小式場2式場、待合室10室、霊安室4室を利用できます。

## 各業務の休業

●1月1日～3日(全業務)

●友引の日の火葬業務

●友引の日の前日の通夜等の式場貸出業務

●友引の日の告別式の式場貸出業務

●火葬Ⅱなどたでも

## 斎場の利用者

●式場Ⅱ①死亡時に市民であった方の葬儀を行う場合はどなたでも、

●死亡時に市民以外であった方の葬儀を行う場合は、葬儀を行う方が市民で、かつ死亡者の配偶者または2親等内の親族の方

●斎場の利用の流れ

●予約申し込み

4月1日(土)以降の斎場、市民聖苑の予約は3月24日(金)、午前9時から開始します。予約は施設利用日の前日正午までに行ってください。

電話・窓口：斎場事務室(新しい斎場内) 224-6144 (午前9時～午後5時15分)

電話：224-6144 (午前9時～午後5時15分)

## 施設利用の申請・料金の支払い

●死亡届けの提出、火葬許可証の受け取り

●死亡届けの提出、火葬許可証の受け取り

●死亡届けの提出、火葬許可証の受け取り

●死亡届けの提出、火葬許可証の受け取り

●死亡届けの提出、火葬許可証の受け取り

●死亡届けの提出、火葬許可証の受け取り

●死亡届けの提出、火葬許可証の受け取り

●死亡届けの提出、火葬許可証の受け取り

●死亡届けの提出、火葬許可証の受け取り

●死亡届けの提出、火葬許可証の受け取り

●死亡届けの提出、火葬許可証の受け取り

●死亡届けの提出、火葬許可証の受け取り

## 施設利用当日

①手続き：斎場事務室に施設利用許可書を提示し、火葬許可証を提出

②柩の搬入：霊柩車から柩を告別室へ搬入

③告別：告別室にて故人とお別れ(斎場小式場の利用者は通過)

④入炉：見送りホールにて柩を火葬炉へ入炉

⑤火葬待合：火葬完了まで待合室にてお過ごし

⑥収骨：収骨室にて収骨

\* 収骨後、埋葬許可証を交付します。

受け入れ時刻と件数

\* 市民聖苑の式場を利用する場合の受け入れ時刻は、午前10時30分～午後3時

時刻	件数
午前9時30分	1件
午前10時	1件
午前10時30分	2件
午前11時	2件
午前11時30分	2件
正午	2件
午後0時30分	2件
午後1時30分	2件
午後2時	2件
午後2時30分	1件
午後3時	1件

## 新しい斎場

所在地…小仙波 786-1  
電話番号…224-6144 (4月1日以降は226-0090)  
ファクス番号…226-7088





後1時30分のいずれかになります。  
**市民聖苑葬儀**

斎場の供用開始に合わせ、市民聖苑で実施している市民聖苑葬儀および料理の取扱制度が斎場の小式場でもご利用いただけます。

葬儀内容については、左の「市民聖苑葬儀の内容」をご確認ください。

### ■副葬品の少量化のお願い

副葬品としてバッグや衣類、金属品等を柩に入れると、ご遺体が損傷したり、火葬時間が長くなったりし

ます。副葬品の少量化にご協力をお願いします。なお、危険物(スプレー缶、ライター、電池等)は入れることができません。

また、可能な限り、木・紙製の代替副葬品のご利用をお願いします。

### ■少量化をお願いしたい副葬品の例

●プラスチック製品、ビニール製品(バッグ、靴、玩具等)

●化学繊維製品(厚手の衣類、大きなぬいぐるみ等)

●ガラス製品(瓶、眼鏡等)

## 市民聖苑葬儀の内容

市民聖苑葬儀は、明確な料金体系に基づき、標準的な葬儀を行うものです。市民聖苑葬儀を利用する場合は、葬儀取扱店にその旨を伝えてください。金額は税別です。希望によりオプション制度をご利用いただけます。

### ■基本料金(150,000円以内)

①企画運営進行管理料、②安置、納棺、出棺および斎場立ち会い奉仕料、③霊柩車または搬送車1日間、④司会進行料2日間、⑤式場設営等件費、⑥棺代、⑦副葬品等一式、⑧位牌等一式、⑨受付用品一式、⑩骨壺一式

\*棺および骨壺は、大きさにより料金が変わります。

### ■付帯料金(85,000円以内)

①写真代(カラー)、②会葬礼状、③寝台車代、④枕飾り料、⑤ドライアイス1回分、⑥祭壇用盛り物、⑦後飾りおよび仏具一式

### ■オプション制度(200,000円以内)

棺、副葬品、骨壺、写真等について、基本料金や付帯料金以上のものにしたい場合、ご利用いただけます。

次のものは、市民聖苑葬儀料金には含まれません。

- ①火葬料等斎場使用料、②市民聖苑使用料、③僧侶等謝礼、④通夜振舞い、精進落し等飲食代、⑤会葬御礼および香典返し

## 小動物火葬

小動物の火葬は、一体ずつ火葬を行い焼骨はお持ち帰りいただきます。小動物の大きさによっては焼骨が残らない場合があります。

利用申請時に本人確認書類(運転免許証、保険証など)が必要です。なお、小動物待合室前に小動物火葬利用者の専用駐車場と入り口を設けています。

### ■火葬のできる小動物

小動物(犬・猫等、これらに類する動物)で60kg未満(棺等の重量を含みます)。

### ■予約申し込み

予約は3月24日、午前9時から開始します。予約は施設利用日の前日正午までに行ってください。

電話・窓口：斎場事務室

☎224-6144(午前9時～午後5時15分)

\*4月1日以降は☎226-0090(午前9時～午後9時)。

\*当日の受け付けはできません。  
\*1月1日～3日は休業日です。

### ■火葬受け入れ時刻と件数

受け入れ時刻：午前9時～11時▼  
午後1時～3時  
件数：1日4件

### ■搬入方法

可燃性の袋等に入れ、幅70cm、高さ65cm、奥行150cm以内の木箱や段ボール等に入れて搬入してください。持ち込み時は、首輪等を取り除いてください。

### ■骨壺などの用意

焼骨を持ち帰るための容器(骨壺等)を持参してください。

### ■小動物用棺(紙製)、骨壺の販売

斎場では、小動物用の棺(紙製)および骨壺の販売を行います。ご利用ください。

### ■火葬

- ①小動物待合室に来場
- ②小動物火葬申請書の記入、計量、火葬料金の支払い
- ③小動物告別室にて告別
- ④火葬(火葬中は小動物待合室でお待ちいただきます)
- ⑤収骨

\*施設内覧会のお知らせ：3月26日(日)、午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)に内覧会を開催します。当日直接会場にお越しください。

\*火葬料金、式場等使用料については、2月10日発行の広報川越5ページでお知らせしています。

### 仮徴収(年金からの差し引き)を行います

国民健康保険税Ⅱ国民健康保険課

☎224-5833

介護保険料Ⅱ介護保険課

☎224-5817

後期高齢者医療保険料Ⅱ高齢・障害医療課

☎224-5842

個人住民税Ⅱ市民税課

☎224-5640

平成28年度に国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・個人住民税が年金から差し引かれていた方は、引き続き4月から仮徴収を行います。差し引き額は平成29年2月と同額です。ただし、個人住民税は平成28年度の公的年金等に係る年税額の6分の1に相当する額となります。各税(料)金は、昨年中の収入状況を基に6・7月に決定し、通知書を郵送します。決定額と仮徴収済みの差額は、10月(介護保険料は8月)以降分で調整します。

### こども医療費・ひとり親家庭等医療費が終了するお子さんは登録手続きを忘れずに

高齢・障害医療課 ☎224-6195

平成29年3月31日で、こども医療費およびひとり親家庭等医療費の受

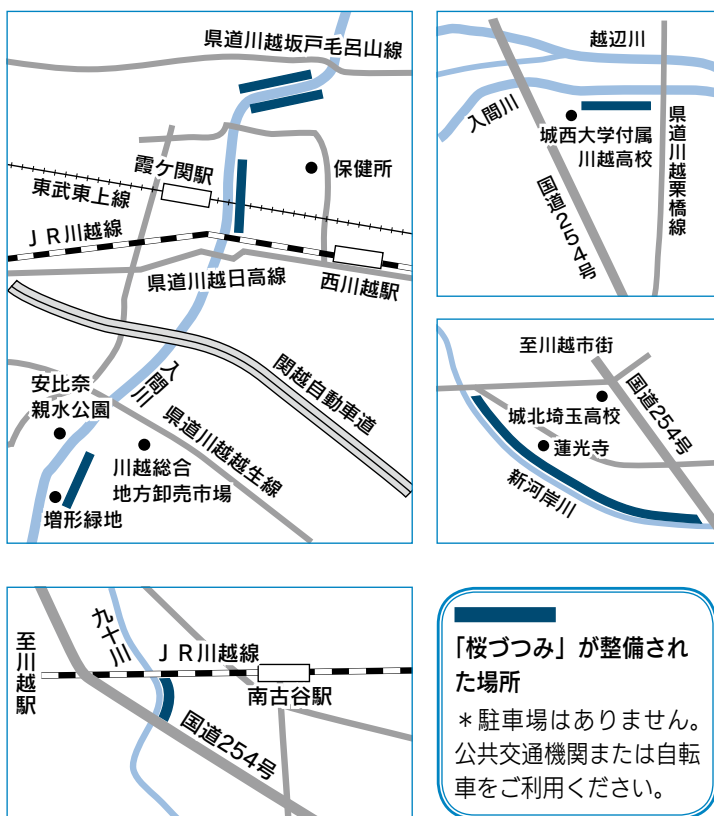
## 「桜づつみ」を散策しませんか？

河川課 ☎224-6041

市内には、東部を流れる荒川、西部から荒川へ流れる入間川、市中心部から南へ流れる新河岸川など多くの河川があり、その総延長は実に約77kmとなります。

市では、これらの河川が持つ治水や利水の機能に加えて、堤防を活用した「桜づつみ」を下図の市内7か所に整備し、身近な水辺環境に桜を植え、市民の皆さんの憩いの場を提供しています。

もうすぐ桜の季節です。河川堤防の「桜づつみ」を散策しながら、身近な春を感じてみてはいかがでしょうか。



「桜づつみ」が整備された場所  
\* 駐車場はありません。公共交通機関または自転車をご利用ください。

給資格が終了するお子さんのうち、一定の障害をお持ちの方は、重度心身障害者医療費支給制度への登録を行ってください。登録することで、引き続き一部負担金などの医療費の助成を受けることができます。  
\* 精神障害者保健福祉手帳1級で受給資格登録をした場合、精神病床への入院費用は対象外となります。

### 登録について

対象の方は必要書類を持参の上、

高齢・障害医療課(本庁舎2階)で手続きをしてください。

対象者：①身体障害者手帳1～4級(4級は本人の市区町村民税が非課税の方)、②療育手帳(A)・B、

③精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている方

必要書類：障害の程度を証明するもの(身体障害者手帳等)、健康保険証、本人または保護者名義の通帳

など振込先口座が分かるもの、印鑑、マイナンバー(個人番号)カードまたはマイナンバー確認書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等)

\* 身体障害者手帳4級で転入等の理由により市が課税状況を確認できない方は、当時住民登録をしていた自治体の(非)課税証明書等が必要です。

手続き期間：4月3日(月)～17日(月)

(右記期間に手続きをすれば4月1日(土)から助成できます)

\* 4月18日(火)以降も手続きは随時可能です。ただし、手続きをした日以降の医療費が助成対象となります。

\* 4月17日までに手続きが難しい方は、お問い合わせください。